

平成27年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策手段一覧（政策分野名：15．多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況＜減収見込額＞ 下段：(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(1)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)(平成20年)	-	-	-	-	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(2)	卸売市場法(昭和46年)	-	-	-	-	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場整備計画に基づき開設者が行う施設整備に対する支援等を通じて卸売市場の整備を促進するとともに、卸売業者等に対する指導監督により卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する。 この法律の適正な執行により市場施設の計画的な整備が進むとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営が確保されることにより、卸売市場の機能強化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(3)	食品流通構造改善促進法(平成3年)	-	-	-	-	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(4)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成17年)	-	-	-	-	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(5)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年)	-	-	-	-	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展及び6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(6)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)	-	-	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(7)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法) (平成11年)	-	-	-	-	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図るため、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業等に対して、補助金、融資、債務保証などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(8)	産業競争力強化法 (平成25年)	-	-	-	-	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(9)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	-	-	-	-	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(10)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	-	-	-	-	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(11)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(12)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	-	-	-	-	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(13)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(14)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	-	-	-	(2)-①-ア	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(15)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	-	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(16)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	-	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(17)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	-	-	-	-	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(18)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成24年)	-	-	-	-	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(19)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	-	-	-	(2)-①-ア	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(20)	特定農林水産物等の名称の保護 に関する法律(地理的表示法) (平成26年)	-	-	-	-	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(21)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:27-3,9,11,13)	31,114 の内数 (27,416 の内数)	32,261 の内数 (31,226 の内数)	52,429 の内数 (49,286 の内数)	-	卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開設者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援する。 この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大、食品流通の効率化及び高度化等を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	0129
(22)	地域バイオマス産業化推進事業 (平成24年度) (関連:27-3,12)	682 (446)	1,955 (1,757)	1,259 (1,207)	(1)-①-ア	市町村等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想の実現に必要なバイオマス利活用施設の整備等に関する取組を支援する。 この支援措置により、地域に存在するバイオマスに活用した持続可能な事業の創出が図られ、農業の振興や地域の活性化に寄与した。	0195
(23)	6次産業化ネットワーク推進対策事業 (平成25年度) (関連:27-3)	1,080 (580)	3,980 (3,194)	4,860 (3,236)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	農林漁業者と多様な業種の事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	0016

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(24)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (平成25年度) (関連: 27-3, 12)	165 (144)	204 (179)	201 (187)	(2)-①-ア	農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる様々な手続・取組を総合的に支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0197
(25)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連: 27-1, 3)	-	236 (228)	205 (204)	-	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、輸出に対応したHACCP導入についての助言、指導を行う専門家の派遣等を行う。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与した。	0019
(26)	医福食農連携推進環境整備事業 (平成26年度) (関連: 27-3)	-	435 (420)	375 (357)	-	食と健康に係る学術的・科学的知見の集積を進め、医福食農連携としての制度的な枠組みを構築していくための環境を整備する。 この支援措置により、健康に着目した食の市場拡大が図られ、食が供給されることにより、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	0017
(27)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (関連: 27-3)	-	290 (288)	320 (299)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	0018

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(28)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) (関連:27-3)	-	95 (73)	111 (97)	-	食品産業の体質強化と地域活性化に向けて、商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、エネルギー利用と高付加価値農業を推進する新たな食品リサイクルループ構築等を推進する取組を支援する。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	0020
(29)	農山漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業 (平成26年度) (関連:27-3)	-	35 (27)	34 (31)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	地域資源を活用した6次産業化、再生可能エネルギー、バイオマス、新事業創出など様々なビジネスを現場で立ち上げ、総合的にマネジメントする人材を育成する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	0021
(30)	食料品アクセス環境改善対策事業 (平成26年度) (関連:27-3)	-	9 (8)	9 (8)	-	食料品アクセス環境を改善するため、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援する。 この支援措置により、地域の実態に応じた自律的かつ継続的な取組が推進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	0022
(31)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:27-3)	35,000 [25,000 (産投出資) 10,000 (産投貸付)]	15,000 [5,000 (産投出資) 10,000 (産投貸付)]	5,000 [5,000 (産投貸付)]	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(32)	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査事業 (農山漁村マイクログリッド構築支援調査事業) (平成27年度) (関連: 27-3)	-	-	11 (11)	(2)-①-ア	農林漁業者の電力生産コスト低減や収入機会の拡大のため、農林漁業者自らが発電した電気を、新電力に売りつつ、農業用施設等で自家利用する取組を構築するためのデータ収集、課題克服手法の検討等を支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0198
(33)	食品サプライチェーン強靱化総合対策事業 (平成27年度) (関連: 27-3)	-	-	23 (23)	-	首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、災害発生時にも機能する食品サプライチェーンを確保するため、食品産業事業者間における連携・協力体制を構築するための取組を支援する。 この支援措置により、円滑な食料供給が可能となるなど、災害時の食料供給機能の強化が図られることで、食品サプライチェーンの適切な機能の発揮を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	0023
(34)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連: 27-3, 7, 8, 14, 16, 17, 18, 19, 22)	11,763 の内数 (10,920 の内数)	8,798 の内数 (8,474 の内数)	7,670 の内数 (7,486 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための農山漁村の活性化に関する計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援した。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0102
(35)	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (平成24年度) (関連: 27-3, 12, 14)	1,323 (1,227)	1,071 (903)	922 (716)	(2)-①-イ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援した。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費軽減に向けた取組の促進を図り、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0194

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(36)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	-	-	-	-	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(37)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度 (昭和43年度)	-	-	-	-	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備及び運転資金に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(38)	食品流通構造改善貸付金のうち食品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	-	-	-	-	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(39)	特定農産加工資金 (平成元年度)	-	-	-	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等を行う経営改善に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(40)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	-	-	-	-	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(41)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	-	-	-	-	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(42)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	-	-	-	-	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(43)	6次産業化に係る資金 (平成22年度)	-	-	-	-	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通するほか、六次産業化法に基づく総合化事業計画認定者及び認定農業者の経営改善に必要な短期運転資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(44)	農業協同組合、同連合会、農業組 合法人等が、日本政策金融公庫 (食品流通改善資金-卸売市場近 代化施設)の貸付を受けて取得し た共同利用の機械及び装置につ いての課税標準の特例措置 [固定資産税: 地方税法第349条の 3第4項] (昭和49年度)	<1> <0>	<1> <0>	<1> <0>	-	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した 共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、 1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることに なり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の 効率化及び高度化等を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用 と所得の創出に寄与した。	-
(45)	農業協同組合、中小企業等協同組 合等が政府の補助又は農業近代 化資金等の貸付を受けて取得し た、農林漁業者等の共同利用に供 する施設に対する課税標準の特例 措置 (卸売市場関係) [不動産取得税: 地方税法第73条 の14第6項] (昭和46年度)	<1> <0>	<1> <0>	<1> <0>	-	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設 に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から 控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られるこ とになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通 の効率化及び高度化等を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇 用と所得の創出に寄与した。	-
(46)	卸売市場及びその他機能を補完 する一定の施設に係る事業所税の 非課税措置 [事業所税: 地法第701条の34第14 号] (昭和50年度)	<1,155> <1,155>	<1,155> <1,155>	<1,155> <1,155>	-	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されること になり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通 の効率化及び高度化等を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇 用と所得の創出に寄与した。	-
(47)	収用等に伴い特別勘定を設けた場 合の課税の特例(卸売市場) [所得税・法人税: 租税特別措置法 第33条の4、第64条の2、第68条の 71] (昭和46年度)	<0> <0>	<0> <0>	<0> <0>	-	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場 合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を 設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸 売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向 上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等を通じて、多様 な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(48)	特定住宅地造成事業等のために 土地等を譲渡した場合の譲渡所得 の特別控除(食品流通構造改善促 進法) [所得税・法人税: 租税特別措置法 第34条の2、第65条の4、第68条の 75] (平成3年度)	-	-	-	-	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備 事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土 地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除する。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化 を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通 じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(49)	産業競争力強化法に係る特例措 置 [登録免許税: 租税特別措置法第 80条] (平成25年度)	-	-	-	-	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従っ て会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する(0.7%→0.35%等) この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業 化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積 極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(50)	特定農産加工業経営改善臨時措 置法に基づく事業用施設に係る特 例措置 ①課税標準の軽減措置 [事業所税: 地方税法附則第33条 第5項] (平成元年度) ②特定農産加工品生産設備等の 特別償却 [所得税・法人税: 租税特別措置法 第11条の3、第44条の4、第68条の 25] (平成元年度)	<①35> <(14)> <②65> <(70)>	<①35> <(7)> <②65> <(9)>	<①15> <(4)> <②67> <(59)>	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施す る。 ①資産割 1/4相当額を控除 ②特定農産加工業経営改善臨時措置法の認定計画に基づき取得する 機械装置等の取得価格の30%の特別償却 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等 を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市 場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得 の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(51)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度 (研究開発税制) [所得税・法人税: 租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税: 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号] (昭和42年度)	<2,314> (<3,130>)	<2,985> (<2,952>)	<3,058> (<3,847>)	-	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 Ⅰ 試験研究費の総額の8～10% (中小企業等については一律12%) の額を税額控除 Ⅱ 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用 (特別試験研究費) の20% 又は30% を税額控除 Ⅲ 試験研究費が増加した場合に試験研究費の増加額の5～30% を税額控除 Ⅳ 試験研究費の対売上比率が10% を超えた場合に、売上高の10% を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与した。	-
(52)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税: 措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	<6,879> (<8,200>)	<10,039> (<10,200>)	<10,200> (<調査中>)	-	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除 (ただし、資本金の金額が3千万円以下の中小企業に適用) との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1) 機械及び装置 (取得価格が160万円以上) (2) 特定の器具及び備品 (1台の取得価格が120万円以上) (3) 一定のソフトウェア (1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) この支援措置により、中小企業者等 (食品企業者関係) の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(53)	集積区域における集積産業用資産の特別償却制度 (企業立地促進法) (農林水産関連業種) [所得税・法人税: 租税特別措置法第11条の2、第44条、第68条の20] (平成20年度)	<999> (<645>)	-	-	-	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のため、以下のことを実施する。 (機械・装置等) 取得価格の15%の特別償却 (建物等) 取得価格の8%の特別償却 この支援措置により、農林水産関連事業者の設備投資を促進することで、地域産業の自立的発展の基盤強化が図られ、食品産業の国内生産額の維持を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況 < 減収見込額 > 下段: (執行額) / (< 減収額 >) (百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(54)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税: 地方税法附則第15条第2項] [事業所税: 地方税法第701条の41第1項表3] (平成8年度)	<117.9> (<110.5>)	<123.3> (<99.1>)	<96.5> (<90.7>)	-	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(55)	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) [所得税・法人税] (平成23年度)	<300> (<0>)	<300> (<0>)	<300> (<調査中>)	-	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(56)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税: 租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	<23,200> (<23,852>)	<28,514> (<27,769>)	<34,025> (<調査中>)	-	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(57)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税: 地方税法附則第15条第25項] (平成20年度)	<9> (<10>)	<11> (<5>)	<19> (<調査中>)	-	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-